



地下水をめぐる紛争を防ごう

人口の増加と社会の発展に伴い、多くの国々で深刻な水不足が起きています。

水の供給では比較的安定しているわが国ですが、けつして無関係ではいられません。輸入している食料を生産するために必要な

バーチャルウォーターは、年間800億tとも、いわれています。

その中でも、世界の水使用量の約20%を占めているといわれる、地下水の枯渇が深刻な問題になっています。

地下水の一部は「化石水」といわれ、数百万年かけてつくられたもので、使用した分

を短期間で補うのは困難です。

以前から議論されてきた地下水の問題ですが、1月3日、国際地下水条約の原案が明らかになりました。

島国の日本では、問題になりませんが、大陸の国々では、隣接する他国との調整が重要な課題になっています。

地下水、国際条約で保全へ

国連原案判明、日本も支持

複数の国にまたがって存在する地下水をめぐる紛争を未然に防ぎ、その保全と持続的な利用を目指しつつ、国連の委員会がまとめた初の「国際地下水条約（仮称）」の原案が、1月3日、明らかにな

った。

一部の国だけが大量に地下水をくみ上げるなどの行為を慎み、汚染や枯渇を招かないよう国際協力や情報交換を促進

することが主な内容。

深刻化する水資源不足が国際紛争を激化させるとの懸念が高まる中、人類にとって重要な淡水資源である地下水の管理に向けた新たな国際的な取り組みとなる。日本政府は基本的に条約案を支持している。

ただ関係者によると、一部の国に「国際条約の制定は時期尚早だ」との意見もあり、国連は今後の交渉の進め方などに関する非公式協議を進める予定。採択までには時間がかかりそうだ。

地下水は欧州連合（EU）の水使用量の70%を占めるほか、サウジアラビアやチュニジアなどのように、水資源のほぼすべてを地下水に依存する国もあり、世界人口の約4分の1が唯一の飲料水資源として頼っている。

条約案では、複数の国にまたがって存在する帯水層中の地下水が対象。地下水に関する各国の主権を認める一方で、持続的で公平な利用や保全を関係国の義務と位置付け、「長期間にわたって地下水からの便益を享受できるよう、将来世代の利益も考慮して、関係国が共同で包括的な利用計画を定める」とした。

具体的には、関係国間で定期的な情報交換を進め、大規模な取水など国際的な地下水に影響を与えるような活動を行う場合には、事前に関係国に通知。他国が異議を申し立てた場合は、第三者機関などを設けて、利害の調整を進める。

また、地下の構造物の建設など、地下水に影響を与えるような活動ができる限り少なくし、森林など地下水を養い育てる生態系を守ることが関係国の義務とした。

【2009年1月3日 共同通信】

写真/井戸で水をくむパキスタンの農民。
地下水は多くの人にとって貴重な水源だ〔共同〕

